

平成20年第2回東大和市議会定例会会議録第18号

平成20年6月17日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	粕谷久美子君
5番	長瀬りつ君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	森田憲二君
10番	小林知久君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田貢君
14番	石川庄太郎君	15番	関田正民君
16番	尾崎信夫君	17番	佐村明美君
18番	中間建二君	19番	御殿谷一彦君
20番	下条学君	21番	大后治雄君
22番	二宮由子君		

欠席議員（1名）

9番 関野杜成君

議会事務局職員（4名）

事務局長 石川和男君  
議事係長 小島裕治君

事務局次長 西永宣昭君  
主事 新井利恵君

出席説明員（11名）

市長 尾又正則君  
教育長 佐久間栄昭君  
総務部長 氏井博君  
子ども生活部長 木内和郎君  
建設環境部長 並木俊則君  
社会教育部長 窪田きく江君

副市長 小飯塚謙一君  
企画財政部長 浅見敏一君  
市民部長 北田和雄君  
福祉部長 榎本豊君  
学校教育部長 阿部晴彦君

議事日程

第1 東大和市農業委員会委員の推薦について

〔総務委員会審査報告 日程第2～日程第3〕

第 2 第 4 9 号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について

第 3 20 第 7 号陳情 市財政説明会に関する陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第 4〕

第 4 20 第 8 号陳情 3 市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情

第 5 議第 6 号議案 抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書

第 6 議第 7 号議案 公立学校施設の耐震補強工事等に対する補助制度の創設を求める意見書

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 6 まで

午前 9時32分 開議

○議長（佐村明美君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（佐村明美君） ここで、企画財政部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○企画財政部長（浅見敏一君） 6月5日の長瀬議員の一般質問の中で、長瀬議員から「東京都市長会の予算、決算書が見たくて秘書広報課に聞きましたら、（案）しかありませんとおっしゃるんですね。（案）をお渡しするわけにはいかないから、東京都市長会に直接聞いてくれというふうにおっしゃいましたので、東京都市長会に聞きました。そしたら各市にちゃんとお渡ししてますと言うんですね。」という発言がありましたが、市では（案）のとれた予算書、決算書を改めて受け取った事実がないことから市長会事務局に確認したところ、次の回答を得ましたので報告申し上げます。

「東京都市長会の予算、決算書は、いずれも市長会での審議前に（案）のついた資料を各市に送付していますが、近年（案）が修正されることなく議決されているので、それがそのままその年の予算、決算書となっていることから、あえて審議後に（案）のとれた正式な予算、決算書は改めて各市に送付していません。」との回答をいただきました。

以上でございます。

---

#### 日程第1 東大和市農業委員会委員の推薦について

○議長（佐村明美君） 日程第1 東大和市農業委員会委員の推薦について、本件を議題に供します。

〔2番 西川洋一君、6番 中村庄一郎君、11番 押本 修君、18番 中間建二君 退場〕

○議長（佐村明美君） 本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、東大和市農業委員会委員4人以内を推薦するものであります。

お諮りいたします。

本件については、議長において被推薦人を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、東大和市農業委員会委員の被推薦人に西川洋一議員、中村庄一郎議員、押本 修議員、中間建二議員、以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4人を東大和市農業委員会委員に推薦したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

〔2番 西川洋一君、6番 中村庄一郎君、11番 押本 修君、18番 中間建二君 入場〕

---

#### 日程第2 第49号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について

#### 日程第3 20第7号陳情 市財政説明会に関する陳情

○議長（佐村明美君） 日程第2 第49号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、日程第3 20第

7号陳情 市財政説明会に関する陳情、以上議案1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、総務委員会委員長、関田正民議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 関田正民君 登壇〕

○15番（関田正民君） おはようございます。ただいま議題に供されました第49号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、次に20第7号陳情 市財政説明会に関する陳情につきましての総務委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は平成20年6月11日に開催し、説明員に副市長を初め関係部課長の出席を求め、審査を行いました。質疑は次のとおりです。

既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入りました。

指定管理者の問題ですけど、公募から受け付けまでの経過はどのようになっているかの問いに、本年1月1日の市報及びホームページにおきまして公募の案内を掲載いたしました。また募集要項及び申請書等をホームページに掲載いたしました。応募団体はホームページからダウンロードしてもらう方法で配布いたしました。公募説明会につきましては37団体、60名の参加がありました。また施設案内会には32団体、53名が出席しました。また1月30日と31日の2日間にわたり、市民会館運営に関する質問を受け付けいたしました。その回答をホームページに公開いたしました。質問及びその回答につきましては、質問については19団体、回答については261件でありました。3月5日、6日に応募書類の受け付けを行いました。結果としまして8団体の応募がありましたとの答弁がありました。

平成21年4月から円滑に市民会館の管理運営を行っていただくためには、早期に新館長を決めていただき、市民会館の管理運営を周知、熟知していただいたほうがよいと思うが、館長候補は決まっているのか。また決まっていなかったら、館長をいつごろ決めようとしているのか。それから今後管理運営等の引き継ぎはどのようにしていくかの問いに、なるべく早い時期に館長候補は決まっていることが望ましいですけど、確認しましたところ、現在はまだ館長は決まっていないとの返事がございました。いつごろ決まるか市のほうでも確認しましたところ、決算が6月ですので、その時期に合わせて決定するというので確認をとっています。2点目ですが、管理運営等の引き継ぎの件ですが、協定書の締結を行います。その後予算編成に向け、21年度の指定管理料を確定するための年度事業計画書の調整を行います。それとあわせて事務の引き継ぎを行ってまいります。21年4月からの市民利用に支障を来さない、余裕を持って指定管理者と調整していきたいと思っています。また所管部署が決まりましたら、所管部署も市民会館の管理運営を熟知できるような形で進めてまいりたいと考えているとの答弁がありました。

コンベンションリンクージ、こちらを選定するに当たって、市側としての本格的な民間株式会社に対して、民間の活力を生かした中で市の公共施設を管理運営してもらう本格的な取り組みだと思いますので、市側がこの管理者を選定するに当たって、どういう点に留意をした中で取り組みをされたのか。民間企業コンベンションリンクージに決まった理由について確認をさせていただきたいとの問いに、市民会館の公立の精神を引き継ぎつつ、民間の活力ということでサービス向上ということを目標にして公募いたしました。応募につきましては、最終的に8団体という形で応募がございました。それぞれが企業体を組むなり、あるいは単独の業者もありましたけど、それぞれのホールの管理経験豊富などというところではありました。応募条件を公募の中で――募集要項に決めました。それに応じて審査いたしました。まず第一次の審査のときには募集要項に沿ったものを提出していただき、中身の書類審査を中心に行いました。その中で自主事業に対する考え方、施設の

管理の考え、こういったところを比較検討させていただき委員の合議により採点をいたしました。そこから4団体が選定され、4月15日の第二次審査になりました。それぞれかなり高いレベルの提案がありました。考え方とか改めて聞き取りをし、その後にヒアリングという形をさせていただきました。事業に対する考え方は、かなり細目にわたって聞かせていただきました。特に一つは事業の企画について、当然ハミングホールを利用される方々に対する直接的な企画、主催事業でありますけど、主催事業と同時に共催事業等についての考え方も積極的であったと。これは見る方については、市民の方々は主催であろうが共催であろうが、こういうものはすべて一緒という見方をするので、その利用者の視点に立った提案ということが、大きく採点の中で高い評価があったと思います。もう1点は人員についてでございますけど、それぞれ専門的なものだけではなく、すべてに対応できるようなやり方をしたいということの提案があり、舞台にかかわる職員も事務所の受付業務もできるようにとか、結果として人員の削減等も考慮できている。コストの削減も実現される提案がございました。そういった点で、サービスの向上をさせつつ経費の節減を図れたという点で高い評価を得て、このコンベンションに候補者として決定いたしましたとの答弁がありました。

指定管理者を進めるに当たっては、大きな目的があるというふうに私は認識しております。大きな経費節減なり、運営の効率化ということが大きな目的、目標であると思います。経費が節減されるだけでサービスの低下を招いては、これは何の意味もないわけですから、効率化、経費節減を生み出しながら、民間にお願いすることで、より専門性の高い、よりサービスが充実する。今回この提案をしていただいている会社に選定されるに当たっても、当然そこを大きな判断基準に見られて御提案いただいているというふうに認識しています。

資料として基本協定書の(案)と、それから基本事業計画書が示されております。この二つの資料に基づいて、一つは経費の面、もう一つは市が目標とする文化芸術振興の中のサービス向上の点、この2点がこの会社をお願いすることによってどのように効果が生まれ図られていくのか、この点について御説明をさせていただきたいと思っておりますとの問いに、この基本事業計画書そのものは基本の方針から入りまして、それぞれの事業の取り組み、あるいは営業関係の活動方針であるとか施設の管理、それから最後には情報公開に関する考えとか、それぞれ分野別に徹しました。その中で総体的に評価した中で、住民サービスの向上という点で考えますと、ワンストップサービスをみずからの会社でやりたいという点が特徴的な面でございました。自主事業の関係ですけど、公演会とかそういったものの主催も考えたいという提案がありました。

それから代表団体コンベンションリンクージは、他の指定管理でも文化ホール関係をかなり手がけております。そこでスケールメリットを活用したいということで、他の施設の運営のノウハウ、これも提案して生かしたいということでした。経費節減では市の14年から18年の5年間の合計で、指定管理委託料に相当する額を算出いたしますと7億2,793万円でございます。差し引き約3億1,000万円強ということでございますので、1年間といたしますと平均で6,000万円の差が出ている、そういう状況でございますとの答弁がありました。

今まで直営でやっていたものを指定管理、民間会社をお願いすると経費的に6,000万円の削減ができるということ。この基本資料に出ています基本事業計画書を見ると、やはり民間の専門でさまざまな人材を持ち、ノウハウを持っている会社が提案する内容はさすがだというふうに見られるところがたくさんありました。例えば、具体的にこの5年間の中で利用者の満足度90%以上を目指すとか、それから来館者数を前年度比50%増加とか、具体的な数値目標を決めて取り組んでいる。また文化芸術活動に関する情報相談機能の提供、活動の交流促進とか、本格的にはハミングホールに行政なり市民が期待していたことが、いろんな制約の中で直営では厳しかった部分が、ホールを拠点とした文化芸術振興策というのが相当これ進むんじゃないかというふうに期

待をしている。この点についての御認識をお持ちか再度お願いいたしますとの問いに、積極的な姿勢ということが一番ヒアリングの際感じた。また数値目標についても明確に示しておりました。それでコンベンションリンクエージの運営している施設等についても、その後実績的にいかがかということも担当課のほうで調べたりしました。前年比較に対して2けたでの使用率とか伸びている実績もございました。これは実際に指定管理を受けて運営している中での決算結果でございます。そういうところを見ますと、当市におきましての提案に対する取り組みも、この姿勢でいけるのかと思います。内容については毎年度個別の協定を結ぶと同時に、市のほうの担当部局で十分に協議しながら、内容をチェックしながら進めていきたいと思っております。ぜひこの目標を達成できるよう市も十分に監視して、一緒に運営のほうに目をとめたいと思っておりますとの答弁がありました。

また実際引き継いで運営がスタートしてみないと、さまざまなことが見えてこない部分もあるのかとは思っております。役所側に対しての年間なのか半年なのか1カ月なのかわからないです。報告の形で、書式とかその報告の内容に対してどの程度市として口が挟めるかという――それを反映していただけるのか教えていただきたいとの問いに、基本協定の中の21条に事業報告書の提出を求めていることになっております。これは事業が終わったとき、またもう一つが月ごとの事業報告書の提出ということになっており、その中では提出してもらうものとしては管理施設の維持管理状況、施設の利用状況、自主事業の実施状況、そのほか市が指示する事項ということで、この書類を出していただいてチェックしていくと――毎月チェックしていく。年度が終わったときに、またチェックができるという状況になっております。また内容に何か問題点等がある場合には、その基本協定の22条の実施状況の確認と改善勧告ということがうたわれており、チェックをしながら必要に応じて調整をしながら、是正していただくというような形をとっていくことになっておりますとの答弁があり、市民の方に向けてそういった報告の形態というのは、こういったものを考えているのかの問いに、基本的には情報公開をしてもらいたいということをお願いしてあります。また指定管理者のほうも、やるということになっております。

基本協定書の16条のほうに施設内での資料の備えつけということで、適時公表しろというものがあります。管理業務の実施状況、施設の利用状況、事業の実施状況、管理経費の収支状況、利用者の意見、要望等ということで、それを館の中に常時公表して備えつけなくてはならないということになっておりますとの答弁があり、指定管理者についての市民会館条例の一部改正のときに、市民会館の設置目的に沿って市民が自主的に行ういろいろな事業及び会館利用を十分保障されるかということで疑問を提起してあります。指定管理者によって利益を追求する事業が優先になれば、設置目的から外れていくのではないかと危惧される。このようなことを言ったわけですが、それで改めてその角度から提案されております仕様書及び基本協定書を見ますと、その前に指定管理者が事業を行うに当たって、市と幾つも協定というか約束します。仕様書だとか年度協定、基本事業計画、基本協定とか、全体としてたがをはめるわけです。その中で一番最初の出発点は仕様書です。仕様書があつて決められたら、今度は協定を結ぶという段階になると思うので、仕様書がかなり重要になる。基本協定の中で仕様書から外れたことを市が言っても、それは話が違う、そういうぐあいになってしまうかと思う。

それでこの仕様書なんですけど、利用についてのところなんです。特に指定管理者の自主事業及び独自事業と市が共催する催し物をあわせた各月当たりの日数について、また指定管理者の自主事業及び独自事業なんですけど、市民の自主事業の関係です。東大和市民、いわゆる市民、営利を目的とした他の事業者が利用したいということがあります。そういうものを市民利用に当てていくのかどうか、そのあたりをどんなふうにするのかという点については、年度協定、この中に年度事業計画書を添付してもらい、それによってその

指定管理者が使おうとしているもの、市が使おうとしているものの把握ができます。そこでまずチェックしていきます。また市民の事業ということで、ここから外れます。今現状でもそうなのですが、他市の利用よりも先に施設を借りることができるということになっております。市民利用に当たっては、他市利用よりも利便を図っているという状況です。また各月当たりの日数につきましては、土曜日、日曜日、祭日の市民利用が非常に多いということにかんがみ、指定管理者が自主事業を行う場合、市民利用に配慮いたしまして、少なくとも半数以下とする。逆に言えば土曜、日曜、祝日の市民利用は半分以上使えるということで仕様書にうたっていますとの答弁があり、市内のこれまでの団体が使っていた日数は保障されるのかどうか、今の説明だと保障されるというふうには私は説明をしたんじゃないかと受けとめます。それでいいのかどうかとの問いに、市内在住、在勤の方と市外の方と申請の時期を分けております。東大和市民であれば、先に優先をして施設をとれるということになっておりますとの答弁がありました。

指定管理者を予定している事業者から、基本事業計画が出されております。その中で、市民との協働によって地域に根をおろした文化施設となることを目指しますとあります。この言葉は市民会館条例の設置目的に沿った考え方で、非常によいというふうに思うんです。指定管理者が、利用者を集めて会議をするとか連絡会をつくるとかやっていた方がいいと思うんですが、そのことについてこの事業者及び市との話し合いの中で、この事業者はどういうふうにしていただけるんでしょうかとの問いに、この指定管理者となろうとする共同体につきましては、そういう市民との話し合いの場を持つ、会議を設置するというのをうたっております。市民の声も反映できる事業等をやっていくと思っておりますとの答弁があり、ちょっと細かく伺っていきたくと思います。基本協定書の中の第14条2項、「1件につき50万円以上のものについては甲の費用と責任において」というふうなところがあるんですが、これを50万円とした理由、根拠、それからこれまでの修繕の件数と費用について御説明をいただきたいと思えます。またちょっと戻りますが、基本協定書第13条です。「乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と書いてありますが、逆に考えれば丸投げできるというふうに思えるわけで、「本業務の一部を」と書いてあることは全部を委託することは可能ではないかというふうに思うんですが、ここのところが法の抜け穴になっていないかというところを確認させてくださいとの問いに、指定管理者が修繕する費用を50万円以下とした基準ですが、比較的大規模な補修や修繕については市が行い、小規模な補修や修繕は指定管理者が行うということは一般的に行われている。修繕を50万円以下とした理由ですが、指定管理制度を導入することは初めてということもございまして、ちょっと悩んだところでもあります。指定管理者を導入している近隣の会館の例を見ましたところ、50万円以下であるということがあったということがまず1点。また現在の市民会館の修繕が、50万円未満の修繕がほとんどであるということも含めまして、50万円が妥当かということで決めさせていただきました。

それと修繕の件数ですが、18年度の決算では施設修繕が27件、備品修繕が5件というふうな状況になっていきますとの答弁があり、指定管理の場合、今回は5年間ということで協定を結ぶわけでありまして、5年を経ずに指定管理を放棄してしまう場合がある可能性もあるわけであり、違約金等の扱いとかさまざまなリスクヘッジをどうされているのかを改めて伺わせてくださいとの問いに、基本協定書の中でもうたっております、募集要項の中にリスク分担というものがあり、その中にそれぞれ状況に応じた対応で、どちらがどう対応するかというものを定めております。指定管理者の帰責による場合の取り消しリスクは指定管理者にあるということで、ここでもうたっておりますとの答弁がありました。

とにかくすべてのリスクをつぶした上で、この指定管理にかかわる市の利益というものを最大限に生かす方

向でお願いをしたいと思います。さらに言えば、先ほどから皆さん懸念されているように、市の文化の発展に資するような形になってもらいたいということと、それからあわせて市民の使い勝手がとにかく悪くならないようにお願いをしたいというふうに思います。

質疑を終了し、討論を終了し、第49号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を原案どおり可決といたしました。

次に、20第7号陳情 市財政説明会に関する陳情の質疑に入りました。

朗読が終わり、同じような陳情が前回の委員会の中でも趣旨採択になったようなことがありました。陳情理由の中の1点、ちょっとお伺いしたいことがあります。「市が積極的に財政状況を市民に説明する様子もない中」という一文がありますけど、この点について市のほうとしてはどういうふうに思われているのかとの問いに、財政状況の公表につきましては市報あるいはホームページにおいても、決算、予算、財政状況ということで公表されております。説明会ということでございますけど、現状で部内でもただいま準備しておりますけど、そういう分析と今後の対策を考え議会に示し、その後公表の手段を考えたいというふうに考えております。これは積極的でないということではなく、十分な準備を懸命にしているところですのでの答弁があり、陳情者のほうから市のほうに対して市民説明会を開催してほしいというような話は市側に行っているんでしょうかとの問いに、文書という形での要請、これについては来てございません。断片的に説明会ということの声は聞いたことはございますが、正式に依頼という形でのこういった形はございませんとの答弁があり、特に国保会計の引き上げについての前段階として、市財政の状況、国保会計の状況はなかなか市民に理解されないまま国保の税率を上げる、下げるという議論は難しいだろうと、また議会でも結論を出すのは難しいだろうと認識しております。

さまざまな補助金の削減等の議論も3月にありましたので、さまざまな事業を見直す、また使用料、手数料、保険料、保険税ですね、この辺にしてももし変更する考えがあるのであれば、その前段として当然市の財政状況や、また市の考え方をよく市民に理解していただかなければいけないということは当然だと思います。その点について市側の御認識を確認したいと思いますとの問いに、今年度の国保会計の件、それから一般会計、市財政全般にわたる点を、これをお知らせするという必要であると認識していますとの答弁があり、予算編成に当たり大変御苦勞をなされたことはわかるわけですけど、厳しい財政状況、市民に説明しなくてはいけない、その説明を行ってきた実績というか経過があるんでしょうか。このことについての説明責任を果たす上で、今後はどのようなスケジュールで説明をしていこうと考えているんでしょうかとの問いに、いろいろな角度で行っておりますが、まず市財政の状況について市報とホームページで予算、決算、そういう財政状況ということで年4回を今年度も予定しております。

市民への説明会といった点でございますけど、出前講座という形での市民の方々からの要望ということで、こちらのほうも財政課長が出向きまして予算と財政状況についての説明をさせていただいております。また市民説明会という形ですと、16年4月29日に市民説明会ということでの実施は市長以下、部課長級での説明会をいたしております。また予算編成説明会が10月の頭ですので、その前に市議会への説明、考え方、取り組み、それと同時にその後職員への周知、市民への公表といったことでスケジュール的には実施したいと考えていますとの答弁があり、委員から質疑を終了し、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が出され、20第7号陳情 市財政説明会に関する陳情を趣旨採択と決しました。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○5番（長瀬りつ君） 済みません、49号議案の市民会館の指定管理者の指定についてなんですが、指定管理者導入後の評価システムについてどうあるべきなのか、市はどのようなふうを考えているのかということについて、議論あるいは考えというのは説明はされなかったのでしょうか。

○15番（関田正民君） その点についてはですね、十分事前のチェック、それから毎月、各月ごとのチェックということ、それから会館にそのスケジュールというか、そういうものを公表していくという、そういうまでの審議きりしませんでした。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 関田正民君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第49号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

20第7号陳情 市財政説明会に関する陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

---

日程第4 20第8号陳情 3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情

○議長（佐村明美君） 日程第4 20第8号陳情 3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、建設環境委員会委員長、関田 貢議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 関田 貢君 登壇〕

○13番（関田 貢君） ただいま議題に供されました20第8号陳情 3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情の審査経過と結果を御報告いたします。

本陳情は去る6月13日、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

主な質疑と説明の内容を御報告いたします。

初めに、陳情審査の参考として市側から提出されました資料の説明を行った後、直ちに質疑に入りました。

まず陳情の要望事項に対して、現段階で市が対応できるものがあるのかに対しては、市が行うもの、小・村・大に要請するものがある。説明会の開催を前と同じような形で出前講座を踏まえ、小・村・大と合同で行うものについては積極的に行ってまいりたい。また近隣住民の方が心配される化学的な部分については、今後研究していくとの答弁がありました。

これに対してプラスチック類を圧縮する等による健康被害は、杉並病という中でどういう物質が出ているのかははっきりしている。何があの施設から出ているのかを知りたいというのが陳情の趣旨だ。研究している段階ではない、調査すべきではないのかとの質問については、化学的なものについては多種多様な意見がある。健康被害がどのようなものが暴露されているのか等々、研究が必要ということで時間をいただきたい。多摩市、相模原市等の資料を見ている。いろんな情報とかデータを考えながら、最終的には調査をするということを検討する認識には立っているとの説明がありました。

またプラスチックから化学物質が出るといふことの研究の成果が出ている。小・村・大及び議会は、プラスチック処理施設をここに設けることについてどういう議論と研究をしてきたのか。さらに市は受け入れ側としてどうするのか。周辺住民に対するしっかりとした説明と理解を求めているかなければならないが、との質問に対して、小・村・大では平成15年度からごみゼロプラン見直し調整部会において、3市共同資源化事業の可能性について検討した。16年度には想定用地を東大和市とした。その後19年3月の報告書をたたき台として、懇談会等を検討していくということになっている。また小・村・大としても3市共同資源化ということで、最終目標の平成33年に今の焼却施設の更新も含めて検討していくことになっている。議会においては、報告会を3度ばかり開いたと聞いている。予算の審議でも議論があったと聞いている。東大和市としては、3市の共同資源化という目標に沿った形で検討して集約することが基本だと考えている。今後は廃プラについて圧縮の際のデータはあるが、関係住民の不安については十分その点も踏まえて説明していきたいとの説明がありました。

またプラスチックの圧縮、摩擦、破壊における化学物質の発生がどのように影響するかが問題だ。杉並病とかある中で、建設するに当たって論議されていなければならないが、受け入れ側としては委員会の結論を待たずに研究なり調査を早速始めなければならないと思うがに対して、3市共同資源化の中で健康被害とか、今後とも小・村・大とともに研究して判断をしていかなければならない。用地についてはまだ検討に上がった段階である。市においても各市の状況等を踏まえた中で、今後の方針も踏まえて、建設に当たっては化学的なものも含めていかに環境に取り組んでいくかを緊急に研究していきたい。

次に小・村・大にしても、東大和市の住民に対して現存施設を含めしっかり情報を出すことが大事だと質問に対しては、現在の焼却施設関連については、小・村・大の中にごみ処理の連絡協議会があり、関係自治会もあるので、住民要望を聞いていただくように話し合いをしていくとの説明がありました。

また施設概要とかの住民説明会は開いているが、現場の状況というものを数値をもって住民に説明しなければ、今の状況では進めていけないのではないのかについては、今の暫定リサイクル施設は平成6年度から稼働しているが健康被害の例は聞いていない。全国に同様な施設が980ほどあるが、杉並病のような健康被害を受けているということは聞いていないという説明がありました。

最後に、小・村・大は東大和市を資源化事業の候補地とした。そして東大和市としても、受け入れるに当た

って住民に対する説明責任がある。住民の側に立って物を見ていく基本的な姿勢を示すべきだ。また化学物質の発生というものをしっかり研究するんだということを小・村・大にも言うべきではないかということについては、報告書自体は今後のあり方で3市ソフト面を統一した中で、次にハードをどうするか、東大和市に関してもそういう方法が定まった中で、いかに住民に説明していくかという問題だととらえている。当然小・村・大と協調しながら環境物質等を研究していきたいとの答弁がありました。

以上、質疑、討論を終了し、採択されたいとの動議が提出され、直ちに採決の結果、20第8号陳情 3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情は、起立により採決の結果、可否同数で、委員長裁決の結果、採択と決しました。

なお委員会審査中に、現在の処理施設や廃プラ処理時等の化学物質の影響と問題、各市の状況、当市の研究等について資料要求がされておりますが、これらは調査、研究結果ができた段階で議会に提出されることとなっておりますことを申し添えます。

以上、建設環境委員会に付託されました陳情の審査経過と結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。（吉野 孝議員「議長」と呼ぶ。発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

---

午前10時13分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 関田 貢君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔5 番 長瀬りつ君 登壇〕

○5番（長瀬りつ君） 20第8号陳情 3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情について、建設環境委員会において委員相互の情報の共有化を図ることなく、十分な審議も尽くさず、安易な採択の仕方に反対する討論を行います。

陳情要旨に書かれていることは、建設の想定地とされた近隣に住む方々にとっては至極当然のことであり、住民が十分に納得のいく説明を求めることも当然と考えます。しかし市は、衛生組合の理事者である市長が昨年暮れに、3市共同資源物処理施設の建設については現東大和市リサイクル建設用地を活用すると理事者会で合意し、具体化する作業に入ることを確認した後も、市議会に情報提供として報告があったのは1カ月後であり、そのような計画が進んでいることを周辺住民の方たちに積極的に知らせようとした形跡もなく、市としての説明責任を果たそうとする意思は皆無だったと言わざるを得ません。このような市政運営のあり方が住民の不信を招いたのです。

さらにこの3市共同資源化施設の建設計画は、組合の独自事業ではなく、組合と3市の四つの団体が相互に

連携、協力し合ってそれぞれの責任を果たしていこうとするものです。まして施設建設の用地として現リサイクル施設用地を活用するというのであれば、受け入れるに当たりどうしていくのか、あの場所で本当にいいのかどうか、受け入れる側の考え方をきちんと示す必要があります。また現在の暫定リサイクル施設から排出される、設置後14年間一度も行われたことのない化学物質などの大気汚染物質の調査については、組合の事業なんだから組合がやればよいという意見を言う委員がいましたが、この施設は東大和市の施設です。働いていらっしゃるのは、東大和市のシルバー人材センターの方々です。働く人の健康をないがしろにするような委託契約であってはならないと思い契約書の資料請求もしましたが、委員長判断により否決されました。

東大和市には、市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例があります。その第5条で、「公開」として、市長は処理施設の運営の状況を市民に明らかにしなければならない、と明確に規定されています。市行政の責任ある態度と、一つ一つ丁寧に物事を運んでいく委員会運営を望みます。

[5 番 長瀬りつ君 降壇]

[21番 大后治雄君 登壇]

○21番(大后治雄君) 議席番号21番、大后治雄でございます。民主党を代表し、20第8号陳情 3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情に、賛成の立場で討論を行います。

さて、本陳情がこの本会議で採択されれば、陳情要旨の6番目にあるとおり、市は小平・村山・大和衛生組合に責任を転嫁することなく、みずからの責任を果たすことが求められます。当然ながら市は小平・村山・大和衛生組合に、ただやっただけと言っただけでは責任を果たしたことはありません。それでは伝言を伝えるだけの単なるメッセンジャー、子供の使いにすぎません。陳情者は市にメッセンジャーの役割を期待しているわけではなく、実効の担保を望んでいるのにはほかならないのであります。

また本陳情に賛成するという事は、市が責任を果たさないとき、その責任を追及する姿勢と覚悟が必要となるということでもあります。しかしながらその前提となる委員会審査はどうだったのか。わずか正味1時間半で質疑を打ち切り、討論も省略、強行採決で採択となったのが本陳情であります。国会での強行採決すら数日または数十時間の審議を経た上でのものが多い中、今回のような乱暴な委員会運営には苦言を呈さざるを得ません。委員長におきましては、公平、中立で丁寧な委員会運営を望みます。

また強行採決しなければならなかった理由が全くわかりません。審議を続けたら困るような理由でもあるのでしょうか。市の責任を担保する姿勢と覚悟に欠けたまま採択されたものではないことを祈るのみであります。

ところで本陳情の要旨にある「回答あるいは行動に私たち住民が満足できないときには、建設計画を進展させないでください。」という一文をとらえてみれば、住民の範囲が不明確であり、何をもって満足かという疑問が生じます。私たち民主党は、住民とは東大和市民にとどまらず本施設の利害関係者すべてをいうものと解釈しております。また同時に、すべての住民が100%満足する施策はあり得ないことも理解しております。ただし、すべての住民が100%満足してもらえるよう十分に努力したと客観的に認められるまで努力する義務が市にはあり、本陳情が採択されればそれを監視する義務が議会に生じますし、陳情者もそれに期待しているものと考えます。それこそが住民の望む満足であると解釈しなければ、本陳情には賛成できません。

施設の重要性はおおむね理解しておりますが、住民を置き去りにした進め方には反対であります。今定例会の一般質問の中で、情報は共有し積極的に説明するといった市長答弁に大いに期待しております。

以上の理由により、本陳情に賛成するものであります。

[ 21 番 大后 治雄君 降壇]

[ 4 番 粕谷久美子君 登壇]

○4番（粕谷久美子君） 20第8号陳情 3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情に、反対の立場で討論します。

市民生活の中でリサイクルを進めていくことは必要です。ごみは出さない、つくらないことが基本姿勢です。今の世の中は使い捨てるの現状があり、大きな課題となっています。今回の暫定リサイクル施設を想定地とした3市共同の資源化施設は、資源を積極的に再利用し、ごみの減量に努めていこうとしています。

市は住民の健康を守る義務があります。市民にとって健康、環境に対して納得できるものを公開していく、どこに建設されるにしても、大きな施設、それも受け入れがたい施設であるならば余計に丁寧な説明をする視点が必要です。

住民は現行の暫定リサイクル施設の圧縮時及び圧縮後の保管時に発生する化学物質の安全性の状況を調べて公表してほしいとしていますが、実際は調査もしていないこと、今後調査をするのではなく、研究していこうということでした。暫定リサイクル施設の現状が把握できていない中で、資料をつくり何度説明しても地域住民の納得のいく説明には至らないと思います。

この陳情が今以上に慎重審議されるのであれば納得しますが、市民の一番知りたいことの調査があいまいでは住民のためにはならないと思います。リサイクルを一層進めていくためにも、市民と行政が協働していくべきときであると思います。そのようなときだからこそ、住民の十分な理解を得るために調査を行い、その結果を行政側からの説明責任があると考えます。

以上のことを踏まえて反対の討論とします。

[ 4 番 粕谷久美子君 降壇]

[ 1 番 吉野 孝君 登壇]

○1番（吉野 孝君） 日本共産党の吉野 孝です。20第8号陳情 3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情に、賛成の討論を行います。

この陳情の審査を行った建設環境委員会は、質疑を打ち切り、強行に採決をしたことに強く反対いたしました。しかし陳情については、建設環境委員会の運営とは切り離して判断すべきものでした。私は陳情に反対の態度をとったことを改め、賛成を表明いたします。

今日のごみ問題を考えるときに、減量、リサイクルは重要な問題です。商品の生産者責任も問いながら、市民全体でごみ問題に取り組んでいかなければなりません。中間処理施設、最終処分場を他の地域、つまり市外や東京外に任せればいいというわけにはいきません。東大和市もごみ減量のために必要な施設を受け入れる必要があります。同時にその施設の建設によって、市民及びそこに働く労働者の安全、健康が脅かされるものであってはならないことは当然です。暫定リサイクル施設はプラスチック等を圧縮する中間処理施設です。その際、有害な化学物質が発生すると言われていています。杉並区では同様な施設周辺で杉並病と呼ばれる健康被害が出ていることなど、周辺住民の方々が懸念を持たれるのは当然のことです。

陳情は文言の一部に不十分な表現はありますが、その趣旨は現在の暫定リサイクルセンター及び同建設敷地に建設予定の3市共同資源化施設建設について、客観的に安全が確認されること、市民への説明、情報開示を求めています。東大和市が市民の命と生活を守る立場から、小平市、武蔵村山市、東大和市、衛生組合とともに

に責任を持って対応することは当然のことです。

以上のことから、この陳情に賛成するものです。市がこの陳情の内容を深く重く受けとめることを求めて、採択に賛成の討論とします。

[1 番 吉野 孝君 降壇]

[16番 尾崎信夫君 登壇]

○16番(尾崎信夫君) 16番、尾崎信夫です。20第8号陳情 3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情に対し、賛成の立場で討論を行わせていただきます。

まず建設環境委員会で強行採決というのであれば、質疑の継続の動議も出されないままで進んでおりますし、決して強行的に行ったものとは思っておりません。ただ理由としては、3市共同資源化推進市民懇談会というのは、今回この5月から12月までの期間の10回の会議で結論を出さなければならない状況に至っているわけでございます。

当然この小・村・大における、私ども東大和市は市としての一員ではありますがけれども、この想定されるリサイクル施設についてはまさに今ある暫定施設の、この陳情者にとってはその間近、真下にこの施設があるわけでございます。当然このこと——この施設ができることについて基本的な不安があるのであれば、きっちりそのことを早く説明し、住民に納得していただかなければならないはずでございます。小・村・大としても中間施設としては、この廃プラスチックのリサイクル施設としては大事な施設であるはずですので、その点につきましては市も、また小・村・大も一緒になって住民にしっかり理解を得られるように説明をしていかなければならないですし、当然この今回の問題の中でその化学物質のことにつきましては、まだまだ研究段階であるわけではございますけれども、この三つの研究成果を見るならば、摩擦、それから圧縮、破壊、この段階で出る、特にペットボトルにおきましては破壊の段階で化学物質が発生されると研究成果が出されているわけでございますので、これを一日も早くですね、市も、また小・村・大も、この化学物質の発生につきましてしっかりした情報を得て、住民にも、また市民にもしっかり情報提供していただければと考えております。

ぜひこの問題につきましては、地域住民が安心して毎日が過ごせるよう、この施設自身、できることによって30年以上にわたる施設になるわけでございます。その地域住民にとっての不安感を一掃すべく、努力を市にも小・村・大にも望むものでございます。

ぜひこの陳情に関して採択をいただくよう、皆様の多数の賛成を得られるよう、よろしく願い申し上げます。

以上で討論を終わります。

[16番 尾崎信夫君 降壇]

○議長(佐村明美君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐村明美君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

20第8号陳情 3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（佐村明美君） 起立多数。  
よって、本件を採択と決します。
- 

**日程第5 議第6号議案 抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書**

- 議長（佐村明美君） 日程第5 議第6号議案 抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第6号議案 抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。
- 

**日程第6 議第7号議案 公立学校施設の耐震補強工事等に対する補助制度の創設を求める意見書**

- 議長（佐村明美君） 日程第6 議第7号議案 公立学校施設の耐震補強工事等に対する補助制度の創設を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第7号議案 公立学校施設の耐震補強工事等に対する補助制度の創設を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。
- 

- 議長（佐村明美君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成20年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時33分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 村 明 美

副 議 長 石 川 庄 太 郎

署 名 議 員 小 林 知 久

署 名 議 員 二 宮 由 子